

第3章 森林の整備・保全の目標と基本方針

I 森林の整備・保全の目標

本県は温暖で、豊富な降水量や日照時間に恵まれており、全国的にも、樹木の生育にとって好条件下にあるといえます。

この中でも、森林づくりにおいては、太陽の恵みである光の適切な管理が重要であり、このことによって、下層植生*等の発達した豊かな森林が造成され、木材生産はもとより、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止といった機能の健全な発揮が期待できます。

また、これからの森林づくりにおいては、癒しや安らぎなど、人と自然とのふれあいや多様な動植物が生息・生育できる森林環境にも配慮する必要があります。

このようなことから、この指針における森林の整備・保全の目標を次のとおりとします。

森林の整備・保全の目標

《太陽の恵みを受けた豊かな森林づくり》

- ◇ **太陽の光が差し込む健全で明るい森林**
… 主要樹木だけでなく下層・林床植生が成長する健全で明るい森林
- ◇ **豊かな心を育む森林**
… 人と自然とのふれあいの場や生物の多様性を保全する森林
- ◇ **木材を安定的に供給する森林**
… 成長力が旺盛で木材を安定的に供給できる森林

Ⅱ 森林の整備・保全の基本方針等

1 基本方針

本県の森林は、建築用材や薪炭材、しいたけ等の生産、落葉等の採種、憩いや安らぎ等の場など、人との関わりの中で形づくられ、現在の姿になっています。

特に、昭和30年代以降は、拡大造林など木材生産機能を重視した森林づくりが進められ、膨大な量の森林資源が造成されていますが、その一方で、森林に対する期待は多様化・高度化してきており、これらの期待に応えていくことも重要になっています。

このようなことから、今後は、森林の資源としての側面と環境財としての側面の調和を図るとともに、土地条件や生態系の保全に配慮した森林づくりを進めることとし、この指針における森林の整備・保全の基本方針を次のとおりとします。

森林の整備・保全の基本方針

- 地形など立地条件を踏まえ、多様な樹種や林齢*からなる、水を貯え、災害に強い森林づくりを進めます。
- 自然力を活用し、人が自然とふれあい、多様な動植物が生息・生育できる自然性の高い森林づくりを進めます。
- 安定した木材生産を支え、二酸化炭素吸収能力の高い資源循環の森林づくりを進めます。

なお、基本方針に沿った森林づくりを進めるに当たっては、県が5つの流域ごとに森林資源の管理計画等を定める地域森林計画に示す「水土保持林*」・「森林と人との共生林*」・「資源の循環利用林*」の3つの森林機能区分*(ゾーニング)ごとの整備目標を基本としながら、多様な機能が森林全体に発揮されるよう、それぞれの役割を担う森林を適切な位置に、適切な規模でバランス良く配置することが大切です。

3つの森林機能区分(ゾーニング)

森林は、きれいな空気をつくり、おいしい水を蓄えるなど、いろいろな機能をバランスよく発揮することによって私たちの生活にとっても役立っています。

このため、森林をどのように整備し、守り育てていくのかをわかりやすく、はっきりした形で示すため、重視すべき機能ごとに3つに区分することとしています。

それぞれの機能に応じた森林の整備方法については、県が定める「地域森林計画書」に定めており、その方針に沿って整備を進める具体的な森林の区域については、市町村が定める「市町村森林整備計画書*」に定められています。

2 目指す森林の姿

これからの森林づくりは、「森林の整備・保全の基本方針」を念頭におきながら、地域森林計画で示す3つの機能区分ごとの森林において、求められる機能が十分に発揮されるよう、さらに5つに細分化し、次のような「森林の姿」を目指すことにします。

「水土保全林」：①災害に強い森林 ②水源となる森林

「森林と人との共生林」：③人の心を豊かにする森林 ④多様な生物を育む森林

「資源の循環利用林」：⑤資源循環の森林

①災害に強い森林



下層や林床の植生が豊かで、多様な樹種や林齢の樹木で構成される根系の発達した森林

②水源となる森林



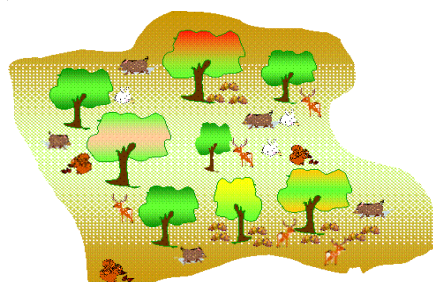
下層や林床の植生が豊かで、団粒状構造の発達した土壌を有する森林

③人の心を豊かにする森林



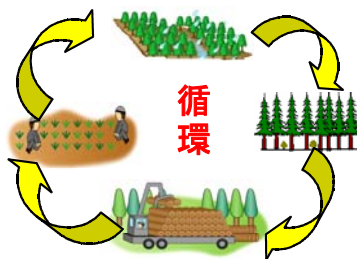
人が自然とふれあい、安らぎ癒し等を体感できる空間のある森林

④多様な生物を育む森林



多様な生物が暮らす、自然度の高い森林

⑤資源循環の森林



木材の安定供給のための資源の循環システムが確立され、二酸化炭素吸収能力の高い森林

3 森林の整備・保全における留意事項

5つの森林づくりは、次の事項に留意して進めるものとします。

- (1) 地形・地質・土壌と気候等自然的条件を背景とした潜在自然植生*との融合 ～森林生態系に配慮した「適地適木*」の原則～
- (2) 自然環境や景観保全への配慮

(1) 地形・地質・土壌と気候等自然的条件を背景とした潜在自然植生との融合

① 地形との関係

降雨は、地形によって分散（尾根又は斜面）や集積（谷部）され位置ごとの水分量が大きく変わってきます。また、かまぼこ形の尾根部や斜面の下部が肥沃な土壌で形成されるなど、地形は水分量や土壌に大きく関係していることから、樹木の特性を踏まえた森林づくりを心がける必要があります。

② 地質との関係

本県では、地域ごとに地質が異なり、林木の生育を大きく左右する土壌の基盤を成すとともに、方位によって崩壊しやすい性質を呈する地層の方向性もあることから、林地保全上、これらに留意した森林づくりが必要です。

③ 土壌との関係

スギやケヤキなどが肥沃な土壌を好むことや、痩せた土地にもヒノキやマツなどが生育することなど、樹木の特性を踏まえ、各地域の土壌に適した森林づくりを心がける必要があります。

④ 気候との関係

極相状態の植生を決定する最も重要な条件は、‘気温’（緯度と標高）と‘水分’（降水量）と言われていますが、本県は十分な降水量があり、もっぱら気温の違いによって植生が変化することから、標高や地形等の気温に与える条件等に留意した森林づくりが重要です。

(2) 自然環境や景観保全への配慮

県内には、全域にわたり多くの野生動植物が生息するとともに、巨樹・巨木や湿地、湧水地などのスポット的な資源をはじめ、海岸景観や九州山地等の山地景観など雄大で広がりのある資源まで、変化に富んだ優れた自然環境及び景観が多数分布しています。

また、「ひむかの国」として古くから歴史に登場し、歴史的・文化的に優れた遺産が数多く残され、県の歴史や文化を雄弁に語るものとなっています。

このため、地域の自然・文化財等の保全との調和を基本として、それらの価値を十分に引き出す森林づくりが重要です。